

## 第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		18年度の取り組み及び実績	18年度の事業課題及び今後の改善点	担当課
	事業	今後の計画・方向性			
61	歩道・道路の整備・充実	子どもや子ども連れが安心して通行できるように、歩道と道路の段差を解消したり、障害物をなくす等の歩行空間の整備に努めます。	歩道設置(通学路や生活道路において、歩道のない道路を整備し歩道を設置する。歩車分離を図り、歩行者の安全性を確保する。)工事 2本 歩道改良(高齢者、身体障害者が安全かつ円滑に移動出来るよう歩道の段差解消や改良を行う。)工事 4本	歩道設置における歩道用地の確保(用地買収等によらない用地の確保)が必要である。現道歩道のバリアフリー化の促進、現道の歩道幅員の中でのバリアフリー化が必要である。	道路交通課
61	公共施設の整備・充実	子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい施設の整備を図ります。	新築工事や改修工事時のトイレブース内ベイチェアへの設置及び女性トイレ内に幼児用小便器の設置工事については、18年度実績なし	公共施設整備に伴い、子どもや子ども連れに配慮した利用しやすい施設の整備を引き続き図っていく。	建築課
61	公園・児童遊園の整備・充実<再掲>	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園、児童遊園の整備を進めるとともに、緑化の推進に努めます。	郡さくら公園整備事業:施設整備一式 公園整備事業:公園の改良・整備工事3か所、トイレの改良工事1か所、照明改良工事1か所 児童遊園新設改良事業:手洗い場設置工事1か所、遊具の新設工事4か所	継続して実施する。また、多様なニーズに対し、市民が利用しやすいように、公園・児童遊園の施設の整備を図る。	公園緑地課
61	市街地開発	土地の有効利用と公共施設等の整備のために、土地区画整理事業等の市街地開発事業の計画を推進します	真砂・玉島台地区において、土地区画整理調査業務を実施、上穂積西地区においては道路築造工事、宅地造成工事を実施	公共施設の整備改善、土地利用の増進が図られている。	都市計画課
61	地区計画	地区レベルでの詳細な土地利用等を定め、開発や建築物などを適正に規制・誘導し、良好なまちづくりのために地区計画や建築協定を定め、快適な住環境の実現を図ります。	地域住環境保全のため、大池二丁目地内において、新大池地区地区計画を決定、また建築協定が期限切れとなる茨木サニータウン第2住宅地区において、現在の協定内容を継承した形で地区計画の決定に向けて作業を行う。	住民自ら、地区のまちづくりを進めることができるよう、地区計画制度に関する普及、啓発をさらに進めるとともに、初動期のまちづくり活動の支援の充実を図る必要がある。	都市計画課
62	交通安全体制の充実	子どもの交通安全を確保するために、交通安全施設の整備、交通安全教育による交通安全思想の普及、自転車の放置や違法駐車防止に努め、交通安全対策を推進します。	【交通安全教室の開催状況】市立保育所 17か所(2,301人)、私立保育園 13か所(2,028人)、市立幼稚園 15か所(2,381人)私立幼稚園 8か所(2,305人)、小学校 32か所(12,371人)、中学校等 7か所(454人)、高齢者施設 8か所(368人) 合計 100か所(22,208人)	現在実施している交通安全教室は、ビデオや交通警官の講話等、視聴覚型の授業形式となっている。今後は自転車事故が多発している現況を踏まえ、児童等の正しい自転車乗車や高齢者の乗車方法・歩行訓練等まじえた体験型の教室をめざす。特に、学生による歩道上でのマナー欠如による加害事故が多く見られることから、乗用ルールの再確認と事故を起こした場合の賠償責任等社会制裁を含むより踏み込んだ指導強化が肝要と考える。また、マンネリ化を防ぐための施策として、他市の教室開催状況・情報交換等を密にし、安全教育指導員の質的向上を図る。	道路交通課
62	防犯体制の充実<再掲>	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や地域住民と連携した警備の強化、自主防犯意識の高揚に努め、防犯体制の充実と犯罪を引き起こさない環境づくりを推進します。	地域・安全茨木市民大会・防犯広報パレードの実施(1回)、ひったくり防止ネットの取り付けキャンペーンの実施(8回)、約2,500本のネット取り付け、広報横断幕の設置(少年非行防止、ひったくり防止)市広報誌による防犯広報記事の掲載、市ホームページによる防犯情報の発信 青色防犯パトロール車による警戒を実施(隊員数220人) 各防犯支部を主体とした防犯教室の開催(55回)	市、警察、防犯協会、住みよいまちづくり協議会等関係団体が安全なまちづくりを推進しているほか、安全なまちづくり推進協議会を通じて、協力連携している。しかし、防犯の取り組みがまだまだ市民全体に浸透していないため、市民に防犯の取り組みを広く周知するとともに、ひったくりキャンペーン等を実施していく。また、市広報誌に防犯啓発記事を多く掲載し、防犯啓発グッズ、ビラの配布を増やす。	市民活動推進課

## 第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		18年度の取り組み及び実績	18年度の事業課題及び今後の改善点	担当課
	事業	今後の計画・方向性			
62	青少年指導員による巡回街頭指導<再掲>	茨木神社の祭、茨木フェスティバル、弁天花火大会でのパトロールを行い、青少年の健全育成に努めます。	実施回数 4回 参加者 延べ 96人	子どもの非行防止や安全確保のための活動を継続して実施する。	青少年課
63	有害図書立入調査の実施	各関係団体と連携し、自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施するなど、有害環境対策の推進を図ります。	参加者 45人	今後も大阪府と連携を図りながら、取り組みを進めていく必要がある。	青少年課
63	青少年を取り巻く環境の整備<再掲>	「青少年の健全育成に関する条例」に基づき、青少年を取り巻く社会環境の整備に努めます。	各中学校区青少年健全育成運動協議会員が深夜営業店等に青少年健全育成協力の依頼及び社会環境浄化活動関係チラシの配布を行った。	青少年が健全に成長できる社会環境づくりを進めるため、継続して実施する。	青少年課
63	入院助産制度	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。制度の周知を図ります。	入所者数 12人	継続して実施する。	児童福祉課
63	身体障害者(児)及び知的障害者(児)福祉金<再掲>	障害のある子どもをもつ家庭の生活の安定のために、市内に居住している障害児に対して福祉金を支給(所得制限あり)し、制度の周知を図ります。	対象児童数 323人	継続して実施する。	障害福祉課
64	幼稚園就園奨励費の支給と保育料の減免	幼稚園に就園させている保護者に対して、所得階層に応じて補助をし、さらに公立では、生活困窮者に対して保育料の減免を行います。	私立幼稚園就園奨励費補助金 3歳児 645人 50,542,000円、4歳児 794人 56,892,600円、5歳児 736人 48,672,500円 市立幼稚園保育料減免 4歳児 28人 642,300円、5歳児 36人 690,900円	継続して実施する。	教育総務課
64	私立幼稚園等在籍園児保護者補助金事業	保育料等支払の経済的負担の軽減等を図り、幼児教育の普及充実を行います。	3歳児 869人 31,202,620円 4歳児 1,203人 71,967,950円 5歳児 1,222人 76,067,600円	継続して実施する。	教育総務課
64	就学費援助	小・中学校に通学している家庭のうち、学校での学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に対して、その費用を援助します。制度の周知を図ります。	就学援助認定者 4,205人	継続して実施する。	教育総務課

## 第5節 安心して子育てができる環境づくり

計画書掲載ページ	茨木市次世代育成支援行動計画掲載内容		18年度の取り組み及び実績	18年度の事業課題及び今後の改善点	担当課
	事業	今後の計画・方向性			
64	生徒通学費補助	子どもの通学の安全を確保するために、山地部の児童でバス通学の許可を受けたものに、通学費を補助します。制度の周知を図ります。	補助金交付者 67人	継続して実施する。	教育総務課
64	乳幼児医療費の助成<再掲>	子どもの健やかな育成を支援するため、乳幼児の医療費の一部を助成します。制度の充実に努めます。	0歳～6歳児(就学前児童)の入院・通院にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成。 請求件数 入院 4,835件、通院 240,995件	対象者の拡大を検討する。	福祉総務課
64	交通遺児福祉金の支給<再掲>	父母又はそのいずれかが亡くなられた児童を養育している保護者に対して、給付を行い、制度の周知を図ります。	[対象者]交通遺児(満18歳に達する年度末まで)を養育する保護者を対象に、遺児1人につき月額4,000円を支給。 @4,000×1人×12か月	制度の周知に努める。	福祉総務課
64	児童手当	0歳から小学3年生の子どもの養育者に対して給付(所得制限あり)し、制度の周知を図ります。	児童数 延べ 296,281件	継続して実施する。	児童福祉課
64	児童扶養手当<再掲>	父のいない家庭及び父親が障害者であって18歳までの児童の養育者に対し支給し、制度の周知を図ります。	受給者数 延べ 23,892件	継続して実施する。	児童福祉課
64	特別児童扶養手当<再掲>	中程度以上の知的障害児(20歳未満)を監護・養育している養育者へ支給し、制度の周知を図ります。	対象者 394人	継続して実施する。	障害福祉課